

まちづくり基本条例を作ろう!!

まちづくり基本条例 (自治基本条例) とは、どんなもの?

今、全国の自治体では自己決定と自己責任を基調とした地方分権がすすめられています。

その中で、住民の置かれた状況や地域の状態に見合ったサービスを供給していくために、自律的に活動する市民を中心とした地方政府の形成が望まれています。

全国では50を超える自治体で「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」が制定され、100以上の自治体で検討中といわれています。

「まちづくり基本条例」は、まちづくりの基本、市民、議会、市役所など主要な主体の役割や責務、行政運営の基本ルール、市民参加や協働のための仕組みなどを定めた自治体の最高規範（法規）となるものです。

「花巻市まちづくり基本条例」は、将来にわたって、花巻市民（住民）みんなで暮らしやすい素敵な花巻市を創るための、「まちづくり」の基本的な考え方を示すものです。

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議は、大石市長の発意により、各種団体8人、公募12人の委員で発足し、昨年12月15日の第1回市民会議で、公募の私が委員長に選任されました。これまで12回会議を開催し、「まちづくり基本条例」の勉強から始め、花巻市の特性、あり方などを考えながら、条例を作るにあたっての方向性を探ってきました。

市民による市民のための条例を!

市民会議委員長 丸山 暁

これからは「市民会議」からの中間報告をたたき台として市民の皆さんとも一

緒に考えていきたいと考えています。素敵な考え、厳しい意見等、多くの声をお寄せください。条例が決定するまで、条例作りは最後まで開かれています。

(なお、もっと早く市民の皆さんと意見交換をしたいという声も多くありましたが、条例策定という性格上、市民会議としての広報はこの時期となりました。悪しからず。)

条例策定の経緯と予定

	H18 12月	H19 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H20 1月	2月	3月	4月	
市民会議	第1回 第2回	第3回	第4回 第5回	第6回	第7回	第8回 第9回	第10回 第11回 第12回	第13回 第14回	条例検討					啓発・普及				
パブリック・インボルブメント (P・I)								市内4会 場にて考 える会を 開催	検討会・説明会など									
条例策定の 流れ	条例の勉強・基本構想・中間報告							市長へ 中間報告	条例策定・制定					市議会へ 上程・審 議・可決	周知		条例の 施行	

「まちづくり基本条例を市民で考える会」開催!!

開催月日 (平成19年)	開催時間	予定会場
7月23日(月)	午後7~9時	大迫総合支所 2階 大会議室
7月24日(火)	午後7~9時	生涯学園都市会館(まなび学園) 2階 中ホール
7月25日(水)	午後7~9時	東和図書館 1階 会議室
7月26日(木)	午後7~9時	石鳥谷国際交流センター 1階 ホール

※年齢などを問わず、どなたでも参加できます。

■お問い合わせ・ご意見・ご提言は、こちらへ

花巻市まちづくり基本条例 検討市民会議

委員長：丸山 暁 FAX:0198-48-9054

メールアドレス：marsol@k9.dion.ne.jp

事務局：花巻市地域振興部地域振興課内

TEL:0198-24-2111(代表)

内線 453・456

メールアドレス：chishin@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市まちづくり基本条例 検討市民会議委員名簿

わたしたちは、市民みなさんの声を市民会議に届けます。ご意見、ご提言をお寄せください。

No.	区分	氏名	所属団体等
1	第1号委員 公共的団体から推薦された者	大原 範子	花巻市社会福祉協議会
2		佐々木 信行	花巻青年会議所
3		藤本 一廣	花巻市PTA連合会
4		宮森 祐昭	花巻市区長会
5	第2号委員 知識経験を有する者	岩渕 満智子	花巻市地域自治推進委員会
6		高橋 志郎	大迫地域協議会
7		中村 順子	石鳥谷地域協議会
8		猿舘 祐子	東和地域協議会（副委員長）
9	第3号委員 公募による者	阿部 善郎	公募
10		板垣 武美	公募
11		葛尾 正宏	公募
12		熊谷 裕子	公募
13		佐々木 克広	公募
14		佐藤 豪	公募
15		佐藤 建	公募
16		清水 良彦	公募
17		高橋 岳志	公募
18		林 正文	公募
19		丸山 暁	公募（委員長）
20		渡辺 矩夫	公募



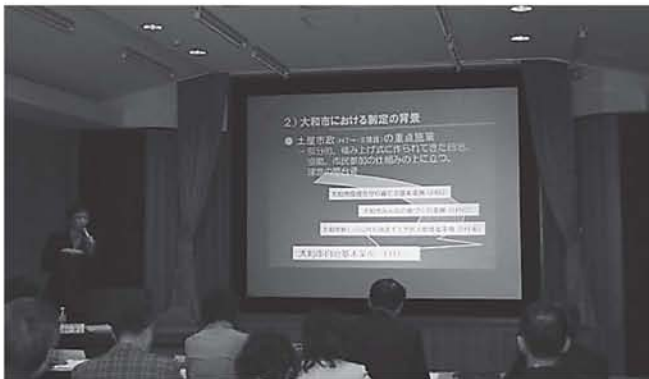
▲アドバイザーの岩手県立大学高橋秀行教授より、先進事例など基本的な講演をいただきました。



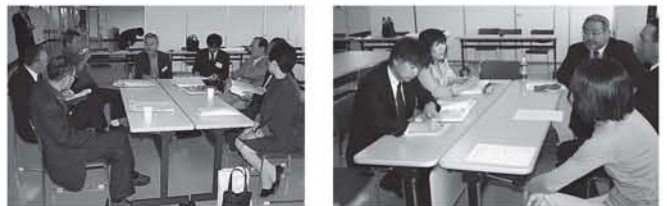
▲グループワークによる意見交換では「花巻らしい条例」「盛り込みたい項目」を検討しています。



▲全体会による意見交換では、市民から寄せられる多くの意見が反映されています。



▲▼神奈川県大和市自治基本条例の制定経過に関する講演及び意見交換を行いました。



▲▶PI検討チームと条文検討チームを編成し、市民と一緒に条例を考える体制を整えます。



用語の解説

◆条例＝地方公共団体がその管理する事務に関し法令の範囲内でその議会の議決によって制定する法。

◆PI＝パブリック・インボルブメント＝「公共に関わる、巻き込む」という意味の市民参加手法の総称。